

補助事業評価シート

番号	39	章	施策24	住みよい環境づくり
----	----	---	------	-----------

補助事業名	住み替え居住継続支援	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	17 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区住み替え居住継続支援要綱				
19年度決算額 補助率	3,837,631 円 家賃差額:1/2、移転費用:10/10(上限あり)	補助対象団体(者)	民間賃貸住宅の取壊し等により賃貸借契約の継続が困難となった高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯		
補助することで達成しようとしている区の目的	民間住宅に居住する高齢者世帯等が住宅の取り壊し等により賃貸借契約の継続が困難となった場合に、転居にかかる費用及び転居後の家賃差額を一時金として助成し、居住の継続、安定を図ります。				
団体(者)に対する直接の助成目的	高齢者世帯等の円滑な転居及び居住の安定を図ります。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 支援予定登録申請書(以下添付書類) 支援申請書(以下添付書類) ・居住している住宅の賃貸借契約書 ・転居後住宅の賃貸借契約書 ・住民票又は外国人登録記載事項証明書 ・住民票又は外国人登録記載事項証明書 ・収入を証する書類 ・その他区長が必要と認める書類 ・その他区長が必要と認める書類	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 なし		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区の職員が審査します。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) なし		
今後の課題	転居後の家賃負担や転居に要する費用の負担も大きいことから平成19年度より転居にかかる費用の一部助成を開始しました。今後も、制度周知のため、東京都宅地建物取引業協会新宿区支部との連携を一層強化していく必要があります。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由</p> <p>平成19年度の評価は「B」です。総合評価を「B」とした理由は、実施件数の増加により概ね計画どおり事業を推進することができたからです。</p> <p>平成19年度は、前年度に比べ実績が約3倍に増加しました。これは、東京都宅地建物取引業協会との連携により、住み替え相談から当事業の申請につながっていったことや制度の周知を図ったことによると判断します。</p> <p>区と補助対象者との役割分担</p> <p>この補助金において、区は高齢者等の円滑な転居及び居住の安定を支援し、補助対象者は区内居住を継続することができます。</p> <p>目標の設定</p> <p>取り壊し等を理由に立ち退きを求められている高齢者世帯等に対する円滑な区内転居への支援が必要であることから、区民ニーズを踏まえたもので適切です。</p> <p>代替手段・効率性</p> <p>この補助金は、転居時の負担軽減策として一時金としての補助であることから、効率性が高いと判断します。</p> <p>目標の達成状況</p> <p>この補助金を交付したことにより、取り壊し等を理由に立ち退きを求められている高齢者等に対する円滑な転居及び居住安定の効果がありました。</p>				
今後の改革方針	この補助金による効率性が高く、住宅の確保に特に配慮を要する世帯への補助であることから、目標の達成状況を勘案しながら、適正に補助事業を実施していきます。 また、今後も、東京都宅地建物取引業協会新宿区支部との連携を一層強化し、制度の周知に努めていきます。				